

Q&A 国民年金

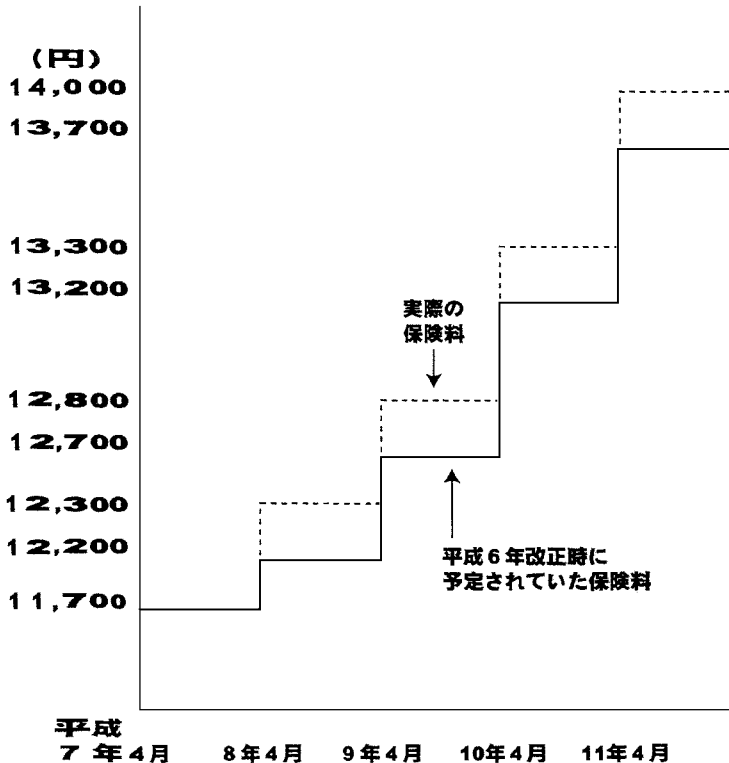
国民年金法の 疑問に答える

回答＝厚生省年金局年金課

Q 国民年金の保険料は四月から一三三〇〇円、来年四月から一四〇〇〇円に

なると聞きました。保険料は毎年上がっているようですが、国民年金の保険料は毎年どのようなように決められているのでしょうか。

A 国民年金などの公的年金制度は、現役世代が拠出した保険料で年金給付に要する費用を賄う「世代間扶養」



の仕組みを採っています。今後、予想される少子・高齢化の進行などによって、年金給付費のさらなる増加は避けられません。このような状況の中で、公的年金制度を長期にわたり安定的に運営するためには、将来にわたって保険料の引き上げを行う必要があります。

保険料の引き上げに当たっては、急激な保険料負担を避ける、また、世代間の保険料負担の格差を縮小するという観点から、保険料を段階的に引き上げていく「段階保険料方式」を採用しています。

国民年金の保険料は、この段階保険料方式の考え方にに基づき、毎年保険料を設定しています（別図参照）。

平成六年の年金改正においては、平成七年度の国民年金の保険料を月額一七〇〇円とし、以後平成十一年度まで毎年五百円ずつ引き上げていくこととされました。

ただし、その年の前年までに年金額の物価スライド（年金額の実質的な価値の減少を防ぐため、物価が上昇した場合に、自動的に物価の上昇率に応じて年金額を改正すること）が行われた場合には、保険料にその率を乗じた額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げます）が、その年の保険料となります。

それでは、平成十年度の保険料

す。下の表は平成六年の改正時に予定されていた保険料などを示しています。これによると平成十年度の保険料は一三三〇〇円が予定されていたことが分かります。しかし平成七年度には対平成六年の年金額に対し一・〇〇七の率で物価スライドが行われましたので、平成十年度の保険料は一三二〇〇円に物価スライド率である一・〇〇七を乗じた額を百円未満で四捨五入した一三三〇〇円となります。平成十一年度の保険料についても同様に計算してみますと、一三七〇〇円に前年（平成十年度）の物価スライド率である一・〇二五を乗じた額を、百円未満で四捨五入した一四〇〇〇円となります。

市民課 国民年金係

「日本国民年金協会 平成十年四月五日 第四六七号 国民年金弘報 十二面より抜粋」

* 1 年金制度は非常に長期にわたる制度ですから、年月の経過とともに、基本となっている数字（基礎率）が変動することがあります。これをそのままにしておくと、年金制度は健全に運営できません。そこで年金制度の財政状況を洗い直すのが、財政再計算です。公的年金制度では5年ごとに行わなければならないことになっています。財政再計算では、その計算基礎率自体を実態に合わせて新しい数値に変え、あらためて適正な掛金率を算定します。

* 2 物価スライド（ ）で説明しましたが、具体的には、全国消費者価指数(1月～12月)を基準として、5%を超す上下があれば、その翌年4月分からの年金額を上昇・下降の割合だけ改正することになっています。昭和48年以来、公的年金制度でとられている制度ですが上昇はあっても下降したことはありません。

年 度	保 険 料 額	直近の物価スライドが行われた年	スライド率 (対平成5年比)	実際の保険料
平成8年度	12,200円	平成7年	1.007	12,300円
平成9年度	12,700円	平成7年	1.007	12,800円
平成10年度	13,200円	平成7年	1.007	13,300円
平成11年度	13,700円	平成10年	1.025	14,000円